

ふるさと白浜応援寄附金に係る返礼品取扱等基準

平成28年8月1日制定

令和3年7月2日改正

第1 対象事業者

法人、その他の団体及び個人事業者であるもののうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 代表者等が、白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当していないこと。
- (2) 各種法令、条例等に沿った商品又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、インターネットによる処理対応が可能であること。
- (4) 個人情報の取扱いについて、白浜町個人情報保護条例（平成18年白浜町条例第11号）及び関係法令を遵守することができること。
- (5) 返礼品の発送依頼後、速やかに返礼品の発送ができること。ただし、期間限定又は数量限定である返礼品を除く。

第2 返礼品取扱事業者の選定

ふるさと白浜応援寄附金にかかる返礼品取扱事業者としての選定を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を町長に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) ふるさと白浜応援寄附金返礼品取扱事業者選定申出書（様式1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）

第2 返礼品の対象

返礼品は、対象事業者又は町長が適当と認めた事業者において取り扱われている町の魅力の発信及びPRにつながる産品であって、平成31年4月1日総務省告示第179号に準ずる返礼品等（以下、地場産品という。）であるものとする。

第3 返礼品の対象外

次の各号のいずれかに該当する産品は、返礼品の対象外とする。

- (1) 町外でも使用できる金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、通信料金等）
- (2) 地場産品に該当しない資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）
- (3) 寄附額に対し返礼割合が百分の三十を超えるもの
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めないもの。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものを除く。
- (5) その他 返礼品として、町長が不適当と認めたもの

第4 返礼品の価格

返礼品の価格には、次の各号を含むものとし、価格上限は、設定しないものとする。

(1)商品代

(2)消費税及び地方消費税

(3)梱包代

2 送料は別途精算するものとし、掲載先のインターネットサイトでの取扱いが別にある場合は、それに従うものとする。

第5 返礼品の取扱数

返礼品取扱総数及び対象事業者ごとの 返礼品取扱数の上限は、別に定める。

第6 返礼品の応募受付

対象事業者からの 返礼品の取扱いに係る申込受付については、随時行うものとする。
。

第7 提出書類

町は、対象事業者からの 返礼品の応募に際し、必要な書類の提出を求めることができる。

第8 その他

この基準の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(1) この基準は、平成28年11月1日から施行する。

(2) この基準の施行のために必要な準備行為は、この基準の施行日前においても行うことができる。

(3) 改正前のふるさと白浜応援寄附金に係るお礼産品取扱等基準の規定によるお礼産品の取扱いについては、この基準の施行後も、なお従前の例による。

附 則

(1) この基準は、令和3年7月2日から施行する。

(2) 改正前のふるさと白浜応援寄附金に係るお礼産品取扱等基準の規定によるお礼産品の取扱いについては、この基準の施行後も、なお従前の例による。